

## 1-08. 相手方ドラフトの修正提案生成

対応モデル：GPT-5 / Claude Sonnet 4.5 / Gemini 2.5 Flash

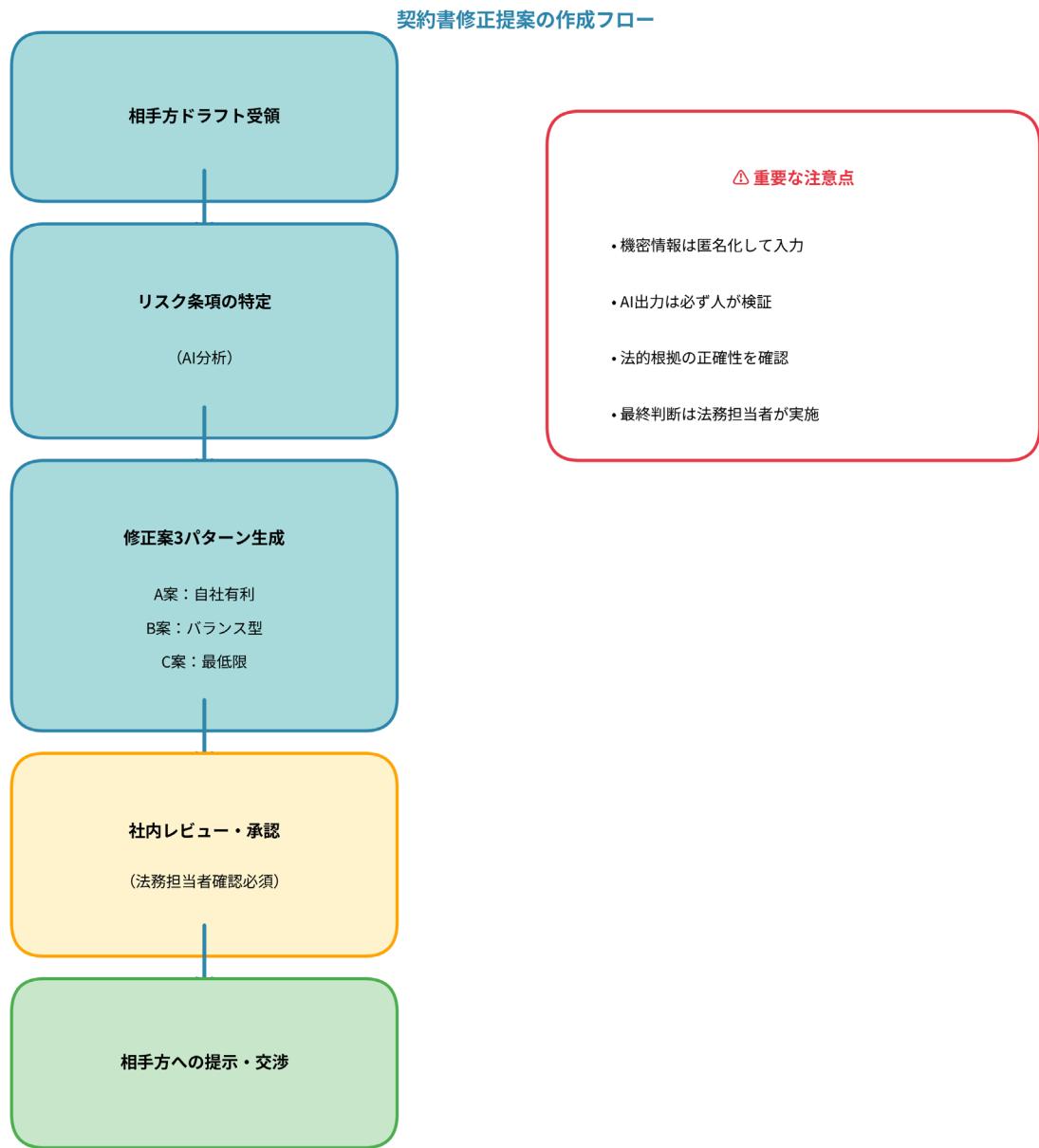
難易度・リスク：★★☆（中程度）

推定時間短縮：45 分～120 分

### ④ 1. 目的

取引先から提示された契約書ドラフトについて、自社に不利な条項や法的リスクを特定し、具体的な修正提案（変更前→変更後の対案）を自動生成します。修正理由・法的根拠を明示することで、交渉時の説明資料として即座に活用できます。

図 1: 契約書修正提案の作成フロー



## 2. プロンプト本体（コピペ用）

以下のボックス内のテキストをコピーして、AIに入力してください。

### プロンプト本体（このボックスをコピーして使用）

あなたは契約法務の専門家である企業法務担当者/弁護士です。日本法に基づき、実務

で即利用可能な契約書の修正提案を作成してください。

### 【入力情報】

- 契約書の種類：[秘密保持契約 / 業務委託契約 / 売買契約 / ライセンス契約 / その他]
- 当事者の立場：[自社が委託者/発注者/ライセンサー / 自社が受託者/受注者/ライセンシー]
- 契約書本文：[相手方から提示された契約書の全文を貼り付け]
- 特に問題視する条項：[ある場合は条項番号を指定、なければ「全体的に確認」]
- 修正の方針：[自社有利に / バランス重視 / 最低限の修正]

※機密情報・個人情報は匿名化して入力してください

### 【処理手順】

- 1) 契約書全体を読み、自社に不利な条項・法的リスクのある条項を特定
- 2) 各問題条項について、以下を分析：
  - なぜ問題なのか（法的根拠、実務リスク）
  - 業界標準との比較
  - 修正しない場合の影響
- 3) 各問題条項について、具体的な修正案を作成（変更前→変更後）
- 4) 修正案は以下の 3 パターンを提示：
  - A 案：自社に最も有利な修正案

- ・B案：バランス重視の修正案（交渉の落としどころ）
- ・C案：最低限受け入れ可能な修正案

5) 各修正案に、修正理由・法的根拠・相手方への説明ポイントを付記

【出力形式】

- 修正提案サマリー：全体的な問題点と修正方針（3-5行）
- 修正提案一覧：以下の形式で各条項を整理

【第〇条（条項名）】

問題点：[具体的な問題内容]

リスク評価：★★★☆☆

現行文：[元の条項文]

修正案 A（自社有利）：[修正後の条項文]

修正理由：[なぜこの修正が必要か]

法的根拠：[民法〇条等]

修正案 B（バランス型）：[修正後の条項文]

修正理由：[...]

修正案 C（最低限）：[修正後の条項文]

修正理由：[...]

- 交渉戦略：修正提案を相手方に提示する際の説明ポイント（箇条書き）
- 優先順位：修正の優先度が高い条項から順に列挙

### 【重点観点】

以下の点を必ず検討してください：

- 損害賠償条項（範囲・上限・免責事由）の妥当性
- 契約解除条件の一方的な不利益の有無
- 知的財産権の帰属・使用許諾の過度な制限
- 秘密保持義務の範囲と期間の合理性
- 準拠法・裁判管轄の自社への不利益
- 表明保証条項の過度な負担
- 競業禁止・独占条項の合理性
- 契約期間・更新・解約予告期間の妥当性

### 【チェックリスト】

出力前に以下を確認してください：

- 実名・機微情報は含めていないか確認した
- 各修正提案に法的根拠（民法〇条等）が明示されているか
- 修正案は3パターン（A案/B案/C案）提示されているか
- 相手方への説明ポイントが記載されているか
- 修正の優先順位が明確化されているか

### 【注意事項】

- 本出力は法的判断の代行ではなく、検討材料の提供です
- 必ず人が検証し、組織の承認フローに従ってください
- 最終的な法的判断は弁護士等の専門家にご相談ください

### ④ 3. 入力例

以下は実際の業務で使える入力例です。

#### 入力例（コピーして使用）

契約書の種類：業務委託契約

当事者の立場：自社が委託者（発注者）

契約書本文：

第1条（業務内容）

受託者は、委託者の指示に従い、Webシステムの開発業務を行う。

第2条（報酬）

委託者は、受託者に対し、成果物検収後、金800万円を支払う。

第3条（損害賠償）

受託者の責に帰すべき事由により委託者に損害が生じた場合、受託者は一切の損害を賠償する。

第4条（知的財産権）

本業務により生じた成果物に関する一切の権利は、委託者に帰属する。ただし、受託者が本契約締結前から保有していた知的財産権については、この限りでない。

第5条（契約解除）

委託者は、いつでも理由を問わず、本契約を解除することができる。この場合、委託者は受託者に対し、既に完了した業務に相当する報酬を支払う。

特に問題視する条項：第3条（損害賠償）、第5条（契約解除）

修正の方針：バランス重視

※個人情報・機密情報は架空のものを使用

## ◆ 4. 出力例（期待される結果）

以下はAIによる実際の生成結果です。

### 出力例（AIによる実際の生成結果）

#### 【修正提案サマリー】

本契約書は、委託者に極めて有利な内容となっており、受託者に過度な負担を課す条項が複数存在します。特に、第3条（損害賠償）の無制限責任と、第5条（契約解除）の一方的な解除権は、業界標準から大きく逸脱しており、交渉により修正を求めるべきです。

#### 【修正提案一覧】

##### 【第3条（損害賠償）】

問題点：上限なしの無限責任は受託者に過度な負担。間接損害・逸失利益の扱いも不明確。

リスク評価：★★★★☆（重大）

現行文：

「受託者の責に帰すべき事由により委託者に損害が生じた場合、受託者は一切の損害を賠償する。」

修正案A（自社有利）：

「受託者の責に帰すべき事由により委託者に損害が生じた場合、受託者は、通常損害（逸失利益を除く）に限り、本契約に基づき受託者が受領した報酬額を上限として賠償する。ただし、受託者の故意又は重過失による場合は、上限を適用しない。」

修正理由：損害賠償範囲を通常損害に限定し、報酬額上限を設定することで、予測可能性を確保。故意・重過失は上限適用外とすることで、相手方への配慮も示す。

法的根拠：民法 415 条（債務不履行）、416 条（損害賠償の範囲）

修正案 B（バランス型）：

「受託者の責に帰すべき事由により委託者に損害が生じた場合、受託者は、通常損害（逸失利益を含む）に限り、本契約に基づき受託者が受領した報酬額の 2 倍を上限として賠償する。ただし、受託者の故意又は重過失による場合は、この限りでない。」

修正理由：逸失利益を含めつつも上限（報酬額の 2 倍）を設定。業界標準に近く、双方が受け入れやすい。

法的根拠：民法 415 条、416 条

修正案 C（最低限）：

「受託者の責に帰すべき事由により委託者に損害が生じた場合、受託者は損害を賠償する。ただし、受託者の過失（重過失を除く）による場合、賠償額の上限は本契約に基づき受託者が受領した報酬額の 2 倍とする。」

修正理由：最低限、過失による損害には上限を設定。重過失・故意は無制限とすることで、委託者の懸念にも対応。

#### 【第 5 条（契約解除）】

問題点：委託者のみが理由不要で解除できるのは不平等。受託者の仕掛品への対応が不明確。

リスク評価：★★★☆☆（中程度）

現行文：

「委託者は、いつでも理由を問わず、本契約を解除することができる。この場合、委託者は受託者に対し、既に完了した業務に相当する報酬を支払う。」

#### 修正案 A（自社有利）：

「当事者は、相手方が本契約に違反し、相当の期間を定めた催告後も是正されない場合、本契約を解除することができる。また、委託者は、やむを得ない事由がある場合、30日前の書面通知により本契約を解除することができる。この場合、委託者は、既に完了した業務及び仕掛中の業務（契約解除時点での進捗率に応じた報酬）を支払い、かつ、受託者が被った合理的な損害（中途解約により生じた損失）を補償する。」

修正理由：解除権を双方に付与し、委託者の任意解除には損害補償を求める。仕掛品への対応も明確化。

法的根拠：民法 541 条（催告解除）、542 条（無催告解除）

#### 修正案 B（バランス型）：

「委託者は、やむを得ない事由がある場合、30日前の書面通知により本契約を解除することができる。この場合、委託者は、既に完了した業務及び仕掛中の業務（契約解除時点での進捗率に応じた報酬）を支払う。」

修正理由：「理由不要」を「やむを得ない事由」に変更し、仕掛品への報酬支払いを明記。損害補償は求めず、相手方が受け入れやすい内容。

#### 修正案 C（最低限）：

「委託者は、やむを得ない事由がある場合、本契約を解除することができる。この場合、委託者は受託者に対し、既に完了した業務に相当する報酬を支払う。」

修正理由：最低限、「理由不要」を「やむを得ない事由」に変更。これにより、恣意的な解除を抑制。

#### 【交渉戦略】

相手方への説明ポイント：

- ・第 3 条の修正：「業界標準では損害賠償に上限を設けることが一般的です。報酬額の

2倍という上限は、貴社の利益を損なうものではなく、双方のリスク予測可能性を高めるものです。」

- ・第5条の修正：「『やむを得ない事由』という文言により、正当な理由がある場合の解除権は確保されます。一方で、恣意的な解除を防ぐことで、受託者が安心して業務に取り組める環境を整えます。」
- ・全体的なスタンス：「本修正提案は、一方的に受託者を保護するものではなく、双方が予測可能な形で取引を進めるためのものです。業界標準に沿った内容であり、貴社にとっても不利益はありません。」

#### 【優先順位】

1. 第3条（損害賠償） - 修正必須（★★★★★☆☆）
2. 第5条（契約解除） - 修正推奨（★★★★☆☆☆）

※実際のAI出力では、全条項の分析と修正案が生成されます

図2: 修正案の3パターン比較

### 修正案の3パターン比較

	A案 自社有利	B案 バランス型	C案 最低限
自社への 有利度	★★★★★	★★★☆☆	★★☆☆☆☆
交渉の 成功率	★☆☆☆☆	★★★★☆	★★★☆☆☆
使用 タイミング	強気交渉時 自社の交渉 力が強い	通常交渉時 第一提案 として最適	譲歩時 最終的な 落としどころ
メリット	自社リスク 最小化 最大限の 利益確保	バランスが 良い 業界標準に 近い	最低限の 要求 相手方が 受け入れやすい
デメリット	相手方が 強く抵抗 交渉難航の 可能性	中間的で 特徴が 薄い	自社リスク が残る 不十分な 保護

↑

**推奨：第一提案**

**交渉戦略のポイント**

初回提案はB案、相手方の反応を見てA案へ交渉、最終的にC案で合意形成

※交渉力や相手方との関係性に応じて柔軟に選択してください

## 5. カスタマイズのポイント

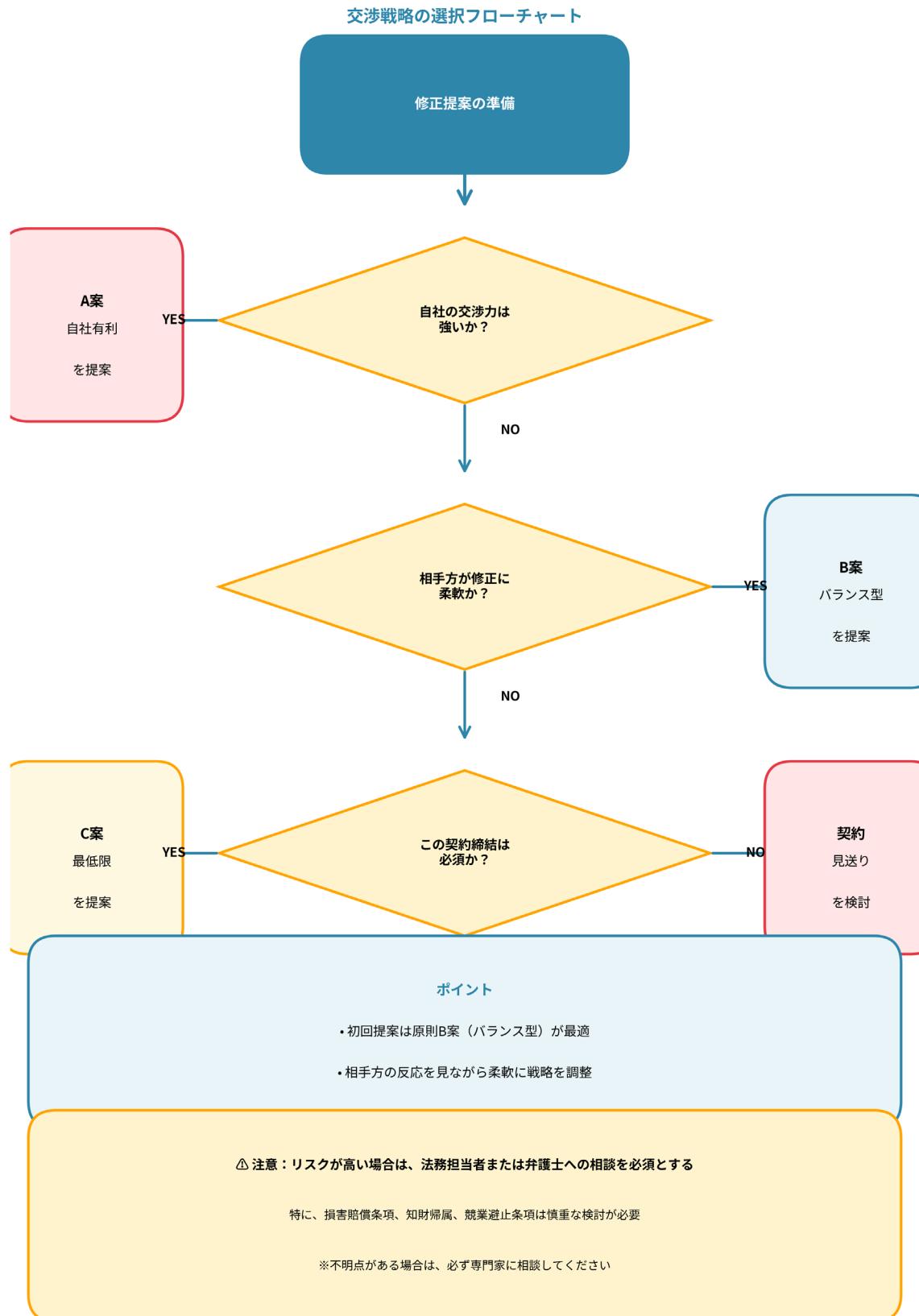
### 自社向けに調整する場合：

- 修正の方針を明確化：「自社有利に」「バランス重視」「最低限の修正」のいずれかを指定
- 業界標準の明示：自社の業界における標準的な条項例を事前に整理し、比較材料として活用
- 過去の交渉事例の活用：過去に成功した修正交渉の事例を参考に、説得力のある修正案を作成
- 社内承認フロー：修正案のレベル（A案/B案/C案）に応じた社内承認プロセスを設定

### 業種別の注意点：

業種	特記事項
製造業	製造物責任（PL法）、下請法の適用可能性を必ず確認
IT・ソフトウェア	オープンソースライセンス、SLA（稼働率保証）、知財権の詳細な規定を追加
金融・保険	金融商品取引法、金融庁ガイドラインとの整合性を確保
小売・サービス	景品表示法、消費者契約法への抵触リスクを確認

図3：交渉戦略の選択フローチャート



## ？ 6. よくある質問

### Q1: 3パターンの修正案のうち、どれを提案すべきですか？

A: まずは「B案（バランス型）」を第一提案として提示することを推奨します。これは業界標準に近く、相手方が受け入れやすい内容です。交渉の中で相手方が強く抵抗する場合は、C案へ譲歩し、逆に相手方が柔軟な姿勢を示す場合は、A案を目指すという戦略が効果的です。

### Q2: 相手方が修正提案を全面的に拒否した場合、どうすればよいですか？

A: まず、修正を求める理由（法的リスク、業界標準との乖離等）を丁寧に説明してください。それでも拒否される場合は、以下のオプションを検討します：

- 1) 最も重要な条項（例：損害賠償上限）のみに絞って再交渉
- 2) 契約締結を見送り、他の取引先を検討
- 3) リスクを承知の上で締結（ただし、上司・経営層の承認を得る）

重要なのは、リスクを認識した上で意思決定することです。

### Q3: AIの修正案をそのまま相手方に送ってもよいですか？

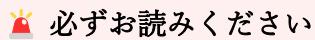
A: 必ず法務担当者または弁護士がレビューし、自社の状況に合わせて調整してから送付してください。AI出力は「たたき台」であり、そのまま使用すると、法的に不正確な表現や、交渉上不利な内容が含まれている可能性があります。特に、法的根拠の正確性と、相手方への説明ポイントの妥当性は、必ず人が確認してください。

## ⌚ 7. 関連プロンプト

このプロンプトと併せて使うと効果的：

- 1-06. 契約書リスク分析（基本版） - 修正提案の前に、まず全体的なリスクを把握
- 1-07. 契約書リスク分析（詳細版） - より詳細なリスク分析が必要な場合に活用
- 1-09. 契約書比較分析 - 修正前後の契約書の相違点を整理する場合に活用

## ⚠️ 8. 重要な注意事項



必ずお読みください

### 【法的位置づけ】

- AI 出力は「分析の材料」「検討の視点」を提供するものです
- AI 出力をそのまま法的判断として使用しないでください
- 最終的な法的判断は、必ず人（法務担当者・弁護士）が行ってください

### 【情報セキュリティ】

- 機密情報・個人情報は匿名化・マスキングを前提に入力してください
- 実名、具体的な金額、固有名詞は伏せ字または架空の例に置き換えてください
- 各 AI のセキュリティ設定と利用規約を必ず確認してください

### 【弁護士法第 72 条との関係】

本プロンプトは「法律事務の代行」を行うものではありません。最終的な法的判断・意思決定は、必ず人（適切な権限を持つ者）が行います。